ソーラープレミアム
ＷＥＢ申し込み
必要書類

再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ

様

平成26年6月分

受給電力量 255kWh

内訳

当月指示数

前月指示数

差引

お客さま番号

ご契約種別 再生可能エネルギーからの電力受給契約

※ご契約の変更等で、実際のお支払い金額と異なる場合がございます。

お支払い予定額（概算） 10,710円

消費税等相当額（再掲） 793円

（お支払い予定日 ）

電力量料金 10,710円00銭

中部電力株式会社

℡0120-985-315

（携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

検針員

お支払い金額

様

お客さま番号 日程 08

下記金額を指定口座へ振り込ませていただきました。

平成26年 5月分

受給電力量 329kWh

お支払い金額 13,818円

消費税等相当額（再掲） 1,023円

金融機関

支店

種別・口座番号

振込月日

※口座番号等の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

中部電力株式会社

※本票により集金することはありません。

電力受給契約に関するお知らせ

重要

平成24年11月6日

様

中部電力株式会社

電力受給契約に関するお知らせ

お申込みをいただきましたご契約の内容につきまして、下記のとおりお知らせ申しあげます。

記

<ご契約概要>

ご契約名義	
発電設備の設置場所	
申込受付日	平成 24 年 10 月 11 日
系統連系・受給開始日	平成 24 年 11 月 5 日
発電設備	太陽光 発電
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく購入単価	42.00 円/kWh
上記購入単価適用期間	系統連系日から 10 年間

<連絡先>

当社担当営業所	営業所 営業(一)課 TEL：
お客さま番号（太陽光契約）	お客さま番号（高気圧給契約）

※：当社へのお問い合わせに際しましては、上記お客さま番号をお伝えください。

<その他>

・上記に記載されていない事項につきましては、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約書類（低圧）」、「電気供給約款」および「選択約款」によります。

・再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約書類（低圧）がお手元にない場合は、改めて当社から送付させていただきますので、上記連絡先までご連絡願います。

・本書は、お客さまと当社の受給契約を示す契約書のかわりとなる書類です。補助金交付の要件として、本書の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管願います。

（お願い）

■下記に該当する場合は、あらかじめ上記連絡先へご連絡願います。

・電力受給契約の提出を希望される場合

・再生可能エネルギー発電設備の変更を希望される場合（出力増減、設備取替 等）

・契約名義の変更を希望される場合

・振込口座および口座名義の変更を希望される場合（金融機関の統廃合等による振込口座などの変更を含みます）

■毎月の検針表は、後日必要となることがありますので大切に保管願います。

太陽光発電設備に係る設備認定通知書

経済産業省

平成26年1月22日

殿

経済産業局

10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第６条第２項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設置者名	
代表者名	
設備名称	
設備所在地	
発電設備区分	太陽光発電設備（１０ｋＷ以上）
設備ＩＤ	
発電出力	10.0kW
認定日	平成26年1月22日
備考	

※1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付書は等での契約手続の際はお忘れなくお持ち下さい。

※2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には特例変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ（http://www.fit.go.jp/）の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。

※3 運転開始後１ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第７の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用半額を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html）からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、遅延の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。